

## 議案第 6 2 号

### 嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 29 日提出

嘉島町長 鍋田 平

#### (提案理由)

物価高騰の影響を鑑み、受益者負担の適正化を踏まえた施設使用料の改定のため本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例(昭和57年嘉島町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「こうむった」を「被った」に改める。

別表中「

体育活動 を目的と して使用 する場合	A・Bコート	バレー	ボールコート	1面	300円	400円	1 町民以外 の使用につ いては、倍額 とする。
		バスケット	ボールコート	1面	300円	400円	
		バドミントン	コート	3面	300円	400円	
	Cコート	ミニバレー	コート	3面	300円	400円	2 1時間に 満たないと きは、1時間 とする。
		ミニバレー	コート	1面	100円	200円	
		2階フロア		全面	100円	200円	
	ステージ			全面	100円	100円	3 左記の金 額は、消費税 を含むもの とする。
	体育活動 以外を目 的として 使用する 場合	入場料又はこ れに類するも のを徴収しな い催物	営利又は宣伝 を目的としな い催物	全館	1,500円	1,500円	
		その他の催物	その他の催物	全館	3,000円	1,500円	
	催物	入場料又はこ れに類するも のを徴収する 催物	社会教育団 体・学生等が 行う催物	全館	3,000円	1,500円	4 使用時間 は原則、午前 9時から午 後10時まで とする。
		その他の催物	その他の催物	全館	3,000円	1,500円	
会議室			1室			300円	

」を「

体育活動	A・Bコート	バレー	ボールコート	1面	400円	500円	1 町民以外
------	--------	-----	--------	----	------	------	--------

を目的として使用する場合	ト	ート				の使用については、倍額とする。
		バスケットボーラコート	1面	400円	500円	
	Cコート	バドミントンコート	3面	400円	500円	2 1時間に満たないときは、1時間とする。
		ミニバレーコート	3面	400円	500円	3 左記の金額は、消費税を含むものとする。
		ミニバレーコート	1面	200円	200円	4 使用時間は原則、午前9時から午後10時までとする。
2階フロア			全面	200円	200円	
体育活動以外を目的として使用する場合	入場料又はこれに類するものを徴収しない催物	営利又は宣伝のを徴収しない催物	全館	1,500円	1,500円	4 使用時間は原則、午前9時から午後10時までとする。
		その他の催物	全館	3,000円	1,500円	
	入場料又はこれに類するものを徴収する催物	社会教育団体・学生等が行う催物	全館	3,000円	1,500円	
		その他の催物	全館	3,000円	1,500円	
会議室			1室	400円		

」に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

嘉島町民体育館の設置及び管理に関する条例(昭和57年嘉島町条例第4号)新旧対照表

現行					改正後(案)										
(損害賠償)					(損害賠償)										
第10条 (略)					第10条 (略)										
2 本町は、前条各号に掲げる事由に該当して行った使用若しくは入館の取消し又は変更によって使用者又は入館者が <u>こうむった</u> 損害について、賠償の責めを負わない。					2 本町は、前条各号に掲げる事由に該当して行った使用若しくは入館の取消し又は変更によって使用者又は入館者が <u>被った</u> 損害について、賠償の責めを負わない。										
区分	単位	料金(1時間当たり)	備考		区分	単位	料金(1時間当たり)	備考							
		施設使用料	照明使用料				施設使用料	照明使用料							
体育活動を目的として使用する場合	A・Bコート	バレー・ボールコート	1面	300円	400円	体育活動を目的として使用する場合	A・Bコート	バレー・ボールコート	1面	400円	500円	1 町民以外の使用については、倍額とする。 2 1時間に満たないときは、1時間とする。 3 左記の金額は、消	1 町民以外の使用については、倍額とする。	2 1時間に満たないときは、1時間とする。	3 左記の金額は、消
		バスケットボールコート	1面	300円	400円			バスケットボールコート	1面	400円	500円				
		バドミントンコート	3面	300円	400円			バドミントンコート	3面	400円	500円				
	Cコート	ミニバレー・コート	3面	300円	400円		Cコート	ミニバレー・コート	3面	400円	500円				
		ミニバレー・コート	1面	100円	200円			ミニバレー・コート	1面	200円	200円				
2階フロア		全面	100円	200円	2階フロア		全面	200円	200円						
ステージ		全面	100円	100円											

体育活動 以外を目的としているものを徴収する場合	入場料又は これに類するものを徴収しない催物	営利又は宣伝を目的とするもの	全館	1,500円	1,500円	費税を含むものとする。 4 使用時間は原則、午前9時から午後10時までとする。	入場料又は これに類するものを徴収しない催物	営利又は宣伝を目的とするもの	全館	1,500円	1,500円	費税を含むものとする。 4 使用時間は原則、午前9時から午後10時までとする。
	使用する場合	収しない催物	他の催物	全館	3,000円	1,500円	使用する場合	収しない催物	他の催物	全館	3,000円	1,500円
	入場料又は これに類するものを徴収する催物	社会教育団体・学生等が行う催物	全館	3,000円	1,500円	入場料又は これに類するものを徴収する催物	社会教育団体・学生等が行う催物	全館	3,000円	1,500円		
会議室			1室	<b>300円</b>			会議室		1室	<b>400円</b>		